

# 今後の子ども家庭政策の方向性と課題 ～包括的な子ども・子育て支援へ～

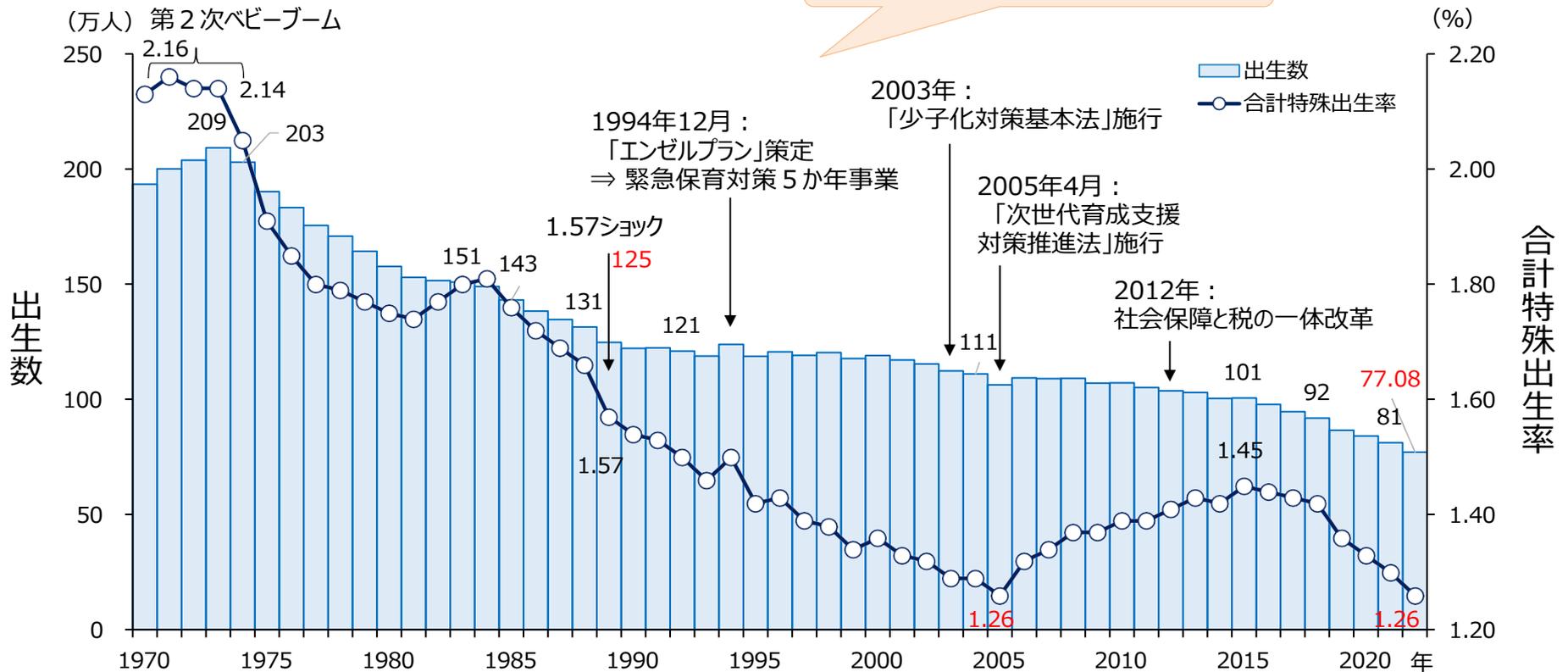
2024年11月12日

吉田 正幸  
(保育システム研究所代表)

# 出生数・合計特殊出生率の推移

- 我が国では、戦後最低の出生率となった「1.57ショック」を契機に「少子化」が政策課題として認識され、2003年には「少子化対策基本法」が制定されるなど、少子化対策は政府全体の取組として位置付けられるようになった。
- その後も、社会保障と税の一体改革による安定財源の確保を背景に、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、出生率は2005年の1.26をボトムに一定程度回復したが、近年、コロナ禍の影響もあり、再び低下してきている。

成果を出せなかった少子化対策 !



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」  
 (注) 出生数は日本における日本人。

幻の第3次ベビーブーム

## 少子化の現状（概観）

**出生数：72万7288人**（2023年（概数）） [77万759人（2022年（確定値））]  
※団塊ジュニア世代（1971年～1974年生まれ）は50歳代に  
← 団塊ジュニア世代は毎年約200万人生まれていた  
157万6889人（1980年） ※厚労省「人口動態統計」

**合計特殊出生率：1.20**（2023年） 2022年（1.26）からさらに減少  
← これまでの過去最低は2005年の1.2600 1980年は1.75 ※厚労省「人口動態統計」

**生涯未婚率：男性28.25% / 女性14.85%**（2020年）  
（50歳時の未婚割合） ← 男性 2.60% / 女性 4.45%（1980年）  
※国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2017」

**平均初婚年齢：夫31.0歳 / 妻29.5歳**（2021年（概数））  
← 夫27.8歳 / 妻25.2歳（1980年）  
※厚労省「人口動態統計」

**女性の第1子出産平均年齢：30.9歳**（2021年（概数））  
← 26.4歳（1980年）  
※厚労省「人口動態統計」

→ **現在の傾向が続けば、2070年には人口が約8,700万人まで減少**  
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和5年）」中位推計

内閣府子ども・子育て本部の資料より（一部修正）

# 【少子化対策における“保育”の役割】

〔少子化対策の失敗？〕  
ボトルネックは労働・雇用政策  
保育政策とのミスマッチも

## \* 少子化に影響を及ぼす要因

- ・若者（女性）人口の減少 ← 第2次ベビーブーム以降の少子化
- ・非婚化・未婚化の進行 ← 非正規雇用の増加、出会いの機会・場の減少
- ・晩婚化・晩産化の進行 ← 女性の高学歴化、女性の経済力の向上、結婚観・家庭観の変化
- ・夫婦出生力の低下 → 教育費等の経済的負担、育児の不安や負担、子育ての孤立化

## \* 問われる総合的な少子化対策

- ・ 求められる2つの少子化対策 ⇒ 量（支え手の数を増やすこと）と質（支え手の力をつけること）
- ・ 量：労働政策や雇用政策の問題 ⇒ 未婚化・非婚化の抑制 Ex. 正規化の促進、同一労働・同一賃金
- ・ 質：“保育”が貢献できるもの ⇒ 健やかな子どもの育成、子育て家庭への支援（両立支援・親育ち支援）  
子ども環境の機能の再生・回復、子育てに夢を持てる環境の醸成

## \* 教育・保育・地域子育て支援の包括的な展開（“保育”の拡充\*）

- ・ 問われる“保育”の質 ⇒ 良質な保育+家庭・地域社会への総合的アプローチ
- ・ 未就園児家庭への対応 ⇒ 非就業者・非正規者などへの重層的な支援
- ・ 福祉・教育・医療・雇用・まちづくり等との包括的地域共生社会

保育は何に貢献できるのか？  
⇒ 子どもの健やかな育ち  
家庭機能の回復  
コミュニティの再生

\* ここで言う“保育”は、養護と教育が一体となった保育、幼児教育、子育て支援を包含したものを指す



# 〔子どもの育ちと子ども環境〕

## 問題

### \* 子どもの育ちを阻害する様々な要因

- ・ 多様化する子どもの貧困問題
- ・ 家庭の養育力や教育力の低下
- ・ 地域の養育力や関係力の低下

子ども環境の劣化、機能低下



## 課題

### \* 子どもの健やかな育ちのために

- ・ すべての子どもに対する保育保障
- ・ 家庭という子ども環境の機能の再生
- ・ 地域社会という子ども環境の機能の再生



## 解決

### \* 教育・保育と子育て支援の包括的な展開

- ・ 質の高い教育及び保育の提供（親の就労の有無に関わりなく）
- ・ 未就園児家庭を含む地域子育て支援の拡充
- ・ 関係機関や地域社会資源との連携、協働

# 【子どもの貧困問題と保育の可能性】

## \* 子どもの貧困を捉える多様な側面

- ・ 3つの側面から捉えた現代の貧困

「経済的な貧困」「関係性の貧困（社会的な孤立）」「経験の貧困」

- ・ 多面的な要素で捉えた貧困

「機会の貧困」「知識や情報の貧困」「健康格差」など

## \* 貧困問題に対する保育政策（子ども・子育て支援政策）の方向性

- ・ 経済的な貧困 ⇒ 幼児教育・保育の無償化、各種現金給付、保護者の就労支援など
- ・ 関係性の貧困 ⇒ 就園を通じたつながり、子どもの居場所、多世代交流、保護者の脱孤立化など
- ・ 経験の貧困 ⇒ 学び環境、行事、遊び、自然体験、動植物との関わり、食育、地域活動など

参考：子どもの貧困がもたらす社会的損失（15歳（2013年時点）の1学年のみ）

「子どもの貧困の社会的損失推計」の結果の整理表。（日本財団のレポートより）

\* 1：上記の15歳は約18万人

\* 2：0～15歳の子ども約1760万人のうち貧困状態にある子ども約260万人では42.9兆円となる

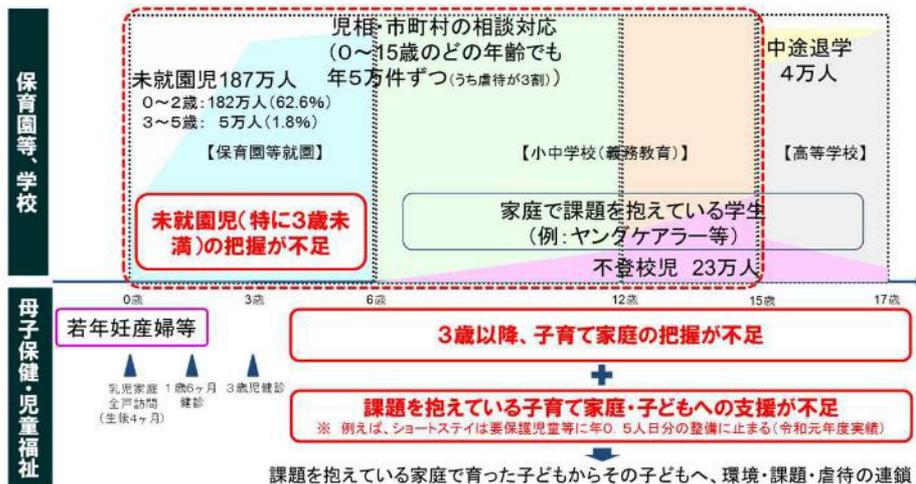
シナリオ	所得	税・社会保障の純負担	正規職
現状シナリオ	22.6兆円	5.7兆円	8.1万人
改善シナリオ	25.5兆円	6.8兆円	9.0万人
差分	2.9兆円	1.1兆円	0.9万人

# 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

令和3年4月26日経済財政諮問会議  
厚生労働大臣提出資料

包括的な子育て家庭支援体制構築のため、児童福祉法等の改正について検討。

## 課題1：支援ニーズの把握が不十分、サービスが不足



## 先進的な取り組み事例

### ①未就園児も含め、子育て世帯が登録して相談機関(保育所)につながる

#### <石川県マイ保育園>

- > 2005年から実施
- > 妊娠時から3歳までの子を持つ全ての家庭が身近な保育園に登録
- > 育児体験、一時保育、育児相談が利用できる

育児相談・プラン作成 育児教室の様子



### ②子育て世帯に訪問し、育児・家事を支援

#### <浜松市はますくヘルパー>

- > 2016年から実施
- > 産前から1歳になるまでの保護者のヘルパー利用時に補助
- > 支援内容は家事支援、育児支援、相談支援があり、1日2回最大4時間まで(通算50時間まで)利用可能

家事支援 育児支援



### ③課題のある就学児童に多様な支援を提供

#### <Learning for All(葛飾区等)>

- > 6歳～18歳の子ども達の状況に合わせ多様な支援を提供
- ※ 子ども食堂、学童、中高生の居場所、学習支援等
- > 学校等と連携し支援と結びつける
- > 「子ども支援の運営」と「大人達の連携」を両輪で地域の中で展開

中高生の居場所 学童



### ④子育てケアプランの作成と育児用品・バウチャー券の贈呈

#### <浦安市子どもプロジェクト>

- > 妊娠から子どもが2歳になるまでに3回子育てケアプランを作成
- > 併せて育児用品、市内協賛店や市の子育て支援サービスで利用できるバウチャー券(1.5万円)を贈呈

ケアプラン作成 贈られる育児用品



## 課題2：マネジメント体制の再構築が必要

全国展開に向けて引き続き、設置を促進する

連携が不十分な自治体が多い  
→支援が届かない

2022年度末までに全市町村設置

#### 母子健康包括支援センター

妊産婦、乳幼児(就学前)とその保護者(重点は妊娠期～3歳)が対象  
→ ポピュレーションアプローチ

虐待ハイリスク等は総合支援拠点、地区担当保健師、児相等との連携

#### 子ども家庭総合支援拠点

相談内容(虐待相談:約3割)  
対応(助言指導・継続指導:約8割)

児童相談所と相談内容・対応が類似

サービスのマネジメントが不十分

こども家庭センター

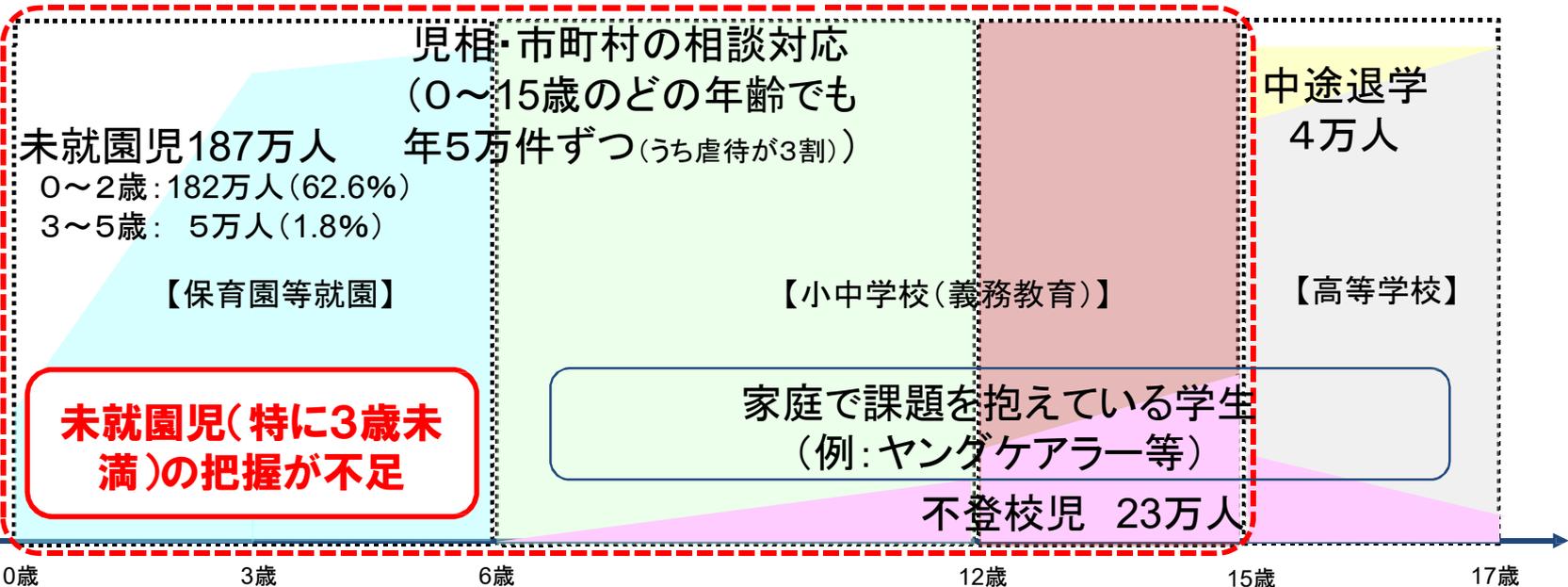
# 考えられる子ども家庭行政の今後の課題

令和3年4月23日  
社会的養育専門委員会資料

課題は、①未就園児（特に虐待死亡事例が多い3歳未満）の把握が不足、②3歳以降の就学世帯を含めた子育て家庭の把握が不足、③課題を抱えている家庭や子どもに対する支援が不足、の3つ。  
→ 結果として、課題を抱えている家庭で育った子どもからその子どもへ、環境・課題・虐待が連鎖。

保育園等、学校

母子保健児童福祉



若年妊産婦等

▲ 乳児家庭全戸訪問 (生後4ヶ月)  
▲ 1歳6ヶ月児健診  
▲ 3歳児健診

3歳以降、子育て家庭の把握が不足



課題を抱えている子育て家庭・子どもへの支援が不足

※ 例えば、ショートステイは要保護児童等に年0.5人日分の整備に止まる(令和元年度実績)



課題を抱えている家庭で育った子どもからその子どもへ、環境・課題・虐待の連鎖

# 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～  
(令和5年6月13日閣議決定) (抜粋)

## 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

### (3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

## 【新たな通園給付のイメージ】

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

### 現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
- ・パートタイムの者（一定の就労時間以上） 等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要



### こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）等
- ・育休中の在宅で子育てをする家庭 等
- ※就労要件を問わない

※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかかわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

## 論点（２） 「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について①

### 令和6年度の試行的事業について

- こども誰でも通園制度（仮称）については、令和6年度概算要求において、本格実施（改正法が施行され、全国の自治体での実施）を見据えた形での試行的実施を実施することとしている。
  - 試行的事業の内容については、事項要求であり予算編成過程において検討することとしているが、予算編成過程の検討と並行して、本検討会においては、試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討する。
  - 。
- 令和5年度のモデル事業では、こどもや保護者への効果の検証に重点を置いており、施設毎に補助基準額を設定し、31自治体、50事業者での実施だったが、2024年度の試行的事業では、自治体における提供体制の整備を促すため、実施自治体数は拡充した上で、人口規模に応じた自治体毎の補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形での実施が可能とすることを検討している。

また、2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討している。

（※）「月10時間」は1日中利用するとすれば月1回、午前約2時間利用するとすれば毎週利用するというイメージ

（※）一時預かりの整備状況は未就園児1人当たりで見ると年間約2.86日（月1～2時間程度に相当）となっており月10時間利用できる試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる

（いただいた意見）

・ こどもの慣れや育ちの観点から「月10時間」では足りず、月当たりの利用時間はより長く設定すべきではないか。

（※）「月10時間」は、令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業における「補助基準上の上限」ではあるものの、令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業は制度の本格実施を見据えた形で実施するものであることから、こども誰でも通園制度の制度化、全国的な実施も見据えながら設定する必要があり、都市部を含め全国の自治体において提供体制等を確保することを考え、利用可能枠については「月10時間」を上限としたものである。

## 論点（２） 「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について③

### 論点

#### ○ 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か

- 事業実施のイメージとして、定期利用と自由利用といった方法が考えられる。
- 定期利用、自由利用それぞれの特徴や留意点は以下のとおり。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	（例） ・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	（例） ・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約 ・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい</li> <li>・ こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能</li> <li>・ 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい</li> <li>・ 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用の都度予約する手間がかかる</li> <li>・ 施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい</li> <li>・ 慣れるのに時間がかかるこどもがいる</li> </ul>

- 地域によっても様々な状況があると考えられ、利用者の様々なニーズに応えられるよう、いずれかを原則とするのではなく、自治体や事業者においていずれかの方法をとるか、組み合わせて実施するかなどを選択できることとしてはどうか。

## 論点（２） 「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について④

### 論点

#### ○ 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点は何か

○ 事業者の実施体制や特長などを踏まえ、一般型、余裕活用型といった方法が考えられる。

	一般型（在園児と合同）	一般型（専用室独立実施型）	余裕活用型
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法</li> <li>専用スペースは設けず、在園児と合同</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法</li> <li>在園児とは別の専用スペースは設ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受入れる方法</li> <li>基本的に在園児と合同</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもが在園児と関わる機会が多い</li> <li>実質的に、こども誰でも通園制度の職員と、保育所等の職員が合同で対応することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども誰でも通園制度を利用することもに合わせた環境を確保することができる</li> <li>専任の職員の下で対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもが在園児と関わる機会が多い</li> <li>定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べて容易</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か</li> <li>こども誰でも通園制度を利用することと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもが在園児と関わる機会が少ない</li> <li>こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員の相互交流が無くなる懸念がある。振り返りなどを合同で行うなどの工夫が必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か</li> <li>こども誰でも通園制度を利用することと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意</li> <li>時期によって受入枠が減っていくことが想定されるため、同じこどもが継続して利用することが難しい場合がある</li> </ul>

○ 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）についても、実施する事業者によって、創意工夫による多様な実践のかたちがあることが望ましいのではないかと。

# 【こども誰でも通園制度の仕組み上の課題】

## 〈制度設計の概要：改正のイメージ（案）〉

○ 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付」を創設する。

（参考）市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。

○ 利用対象者について、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、居住する市町村による認定の仕組みを設けることとする。

○ 利用者は、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。

○ 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組みを設けることとする。

① 本制度を指す事業として「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可

② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、市町村が確認

○ 市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。

① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等

② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指定監査、勧告、命令等

○ 市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行うこととする。

## 〈一時預かりとの違い〉

○ 一時的に預かり必要な保護を行う、いわば「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としているものである。

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度概算要求額 2,431億円の内数 + 事項要求 (2,074億円の内数)

**事業の目的**

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

**事業の概要**

- (1) **一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- (2) **余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- (3) **幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- (4) **幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- (5) **居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

**実施主体等**

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

※緊急一時預かり、幼稚園型Ⅱの実施要件について、令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しを行う。

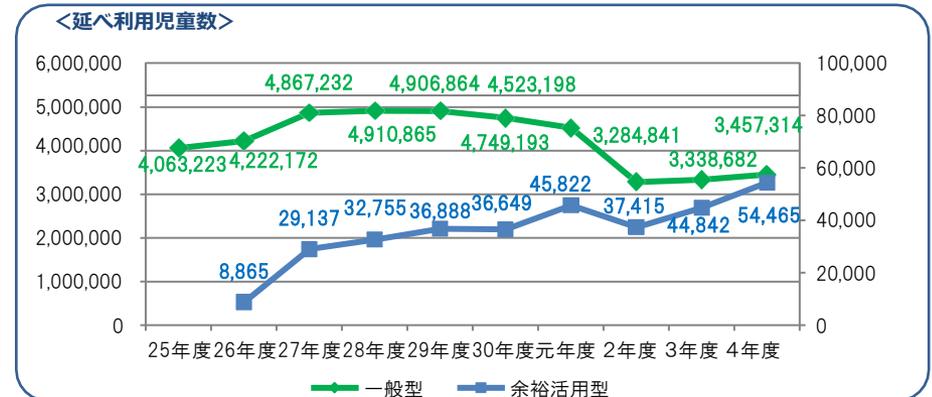
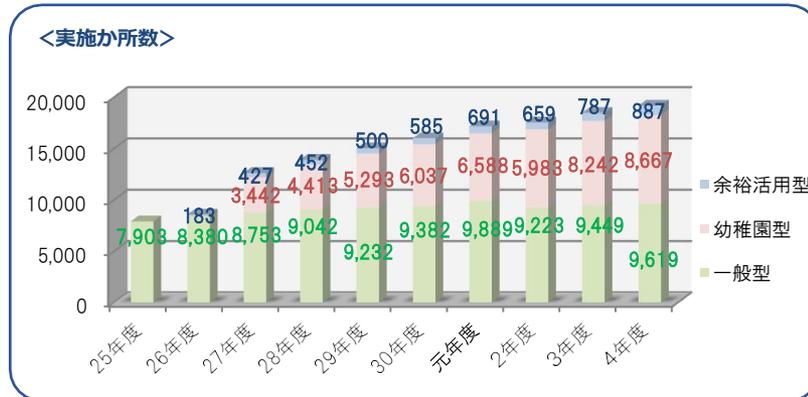
【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和7年度補助基準額（案）】（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,473千円（※）～51,272千円

（※）基本単価のベースアップを行うとともに、年間延べ利用児童数300人未満の基準額について、細分化を行う

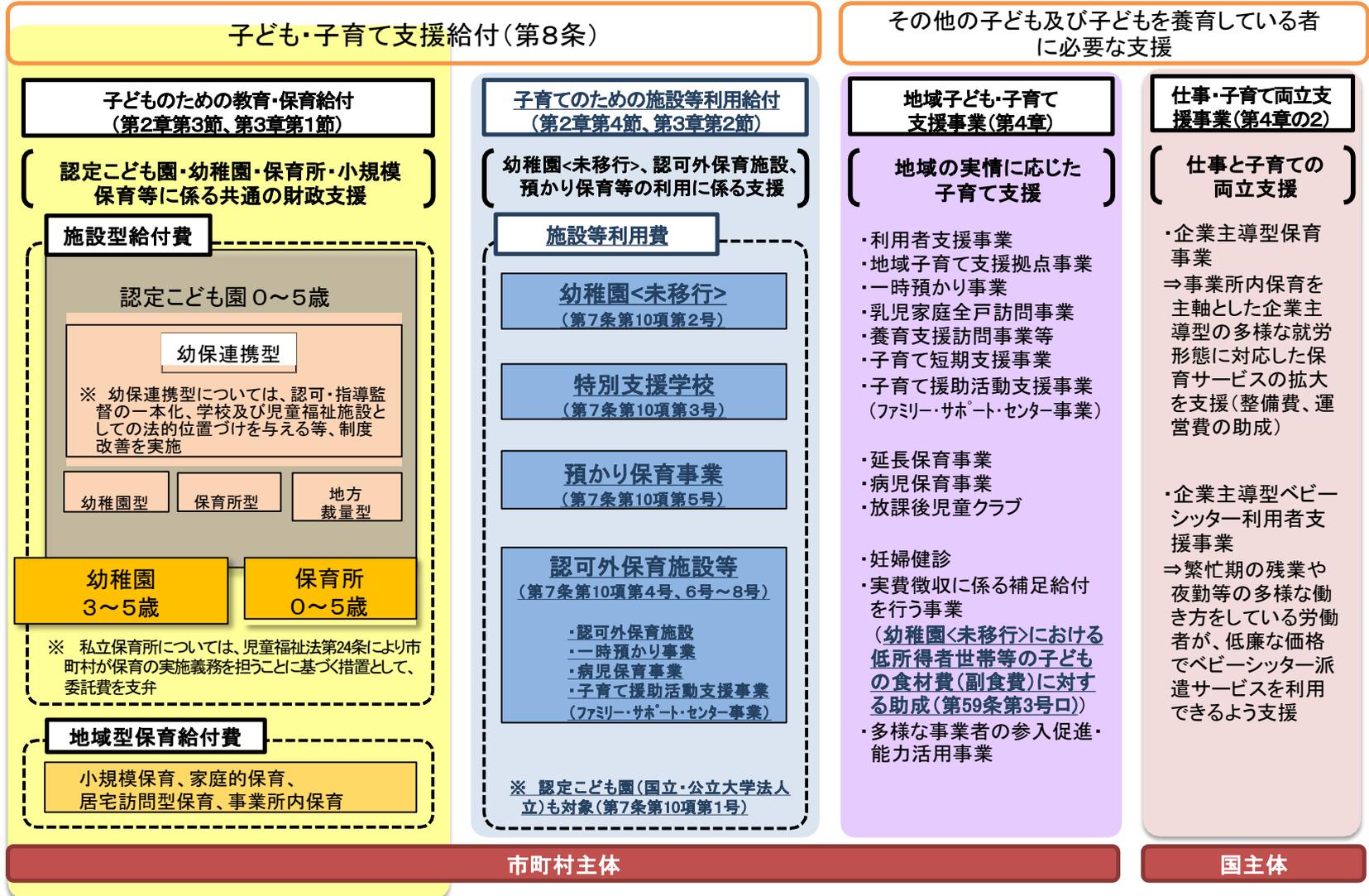
【R7拡充事項】幼稚園型Ⅰについて、職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引上げを行う

**【実績】**



# 参考：子ども・子育て支援新制度の全体像

乳児等のための支援給付



# こども基本法の概要

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**  
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

## 基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

- 施行期日：令和5年4月1日
- 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

# 【こども大綱及び地方版こども計画について】

## 〈こども大綱：第9条関係〉

- 政府は、こども施策を総合的に推進するため、「こども大綱」を定めなければならない。
- こども大綱が定める事項
  - ・こども施策に関する基本的な方針や重要事項、こども施策を推進するために必要な事項
- こども大綱に含まれる事項
  - ・少子化社会対策基本法に規定する総合的、長期的な少子化に対処するための施策（少子化社会対策大綱）
  - ・子ども・若者育成支援推進法に掲げる事項（子供・若者育成支援推進大綱）
  - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に掲げる事項（子どもの貧困対策に関する大綱）
- こども大綱に定める施策については、具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

地方版こども計画は  
保育にどう影響？

## 〈地方版こども計画：第10条関係〉

- 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（「都道府県こども計画」）を定めるよう努めるものとする。
- 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（「市町村こども計画」）を定めるよう努めるものとする。
- 都道府県・市町村こども計画を定め、または変更したときは、これを公表しなければならない。
- 都道府県・市町村こども計画は、都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する都道府県計画などと一体のものとして作成することができる。

# 【こども大綱（抜粋）】

（こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実）

家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこどもの育ちを支える場を始めとして、社会全体の全ての人と共有したい理念や基本的な考え方を示す羅針盤である、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づき、社会の認識の共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進する。これにより、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障する。

待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく。あわせて、病児保育の充実を図る。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。

地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。

こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。

## ①こども大綱の構成要素（法律により記載が求められる事項）

### ①こども基本法第9条において大綱に定めるとされている事項

- 基本的な方針（第2項第1号）      ○重要事項（第2項第2号）
- 少子化社会対策基本法第7条第1項、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号、  
子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号 に掲げる事項（第3項）※
- 原則として、具体的な目標、その達成の期間（第4項）

※ 少子化社会対策基本法第7条第1項

政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

※ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項

基本的な方針（第1号）、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策（第2号イ）、子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備（第2号ロ）、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援（第2号ハ）、その他重要事項（第2号ニ）、関係行政機関、地方公共団体、民間の団体の連携・協力（第3号）、国民の理解の増進（第4号）、調査研究（第5号）、人材の養成・資質の向上（第6号）、国際的な協力（第7号）、その他必要事項（第8号）

※ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項

基本的な方針（第1号）、子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標、当該指標の改善に向けた施策（第2号）、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策（第3号）、調査及び研究（第4号）、施策の実施状況についての検証及び評価その他の施策の推進体制（第5号）

### ②上記のほか基本的施策とされている事項

#### 【こども基本法】

- こども等の意見の反映（第11条）      ○支援の総合的・一体的な提供のための体制の整備等（第12条）
- 関係者相互の有機的な連携の確保等（第13条、第14条）      ○基本法・児童の権利条約の周知（第15条）
- 大綱の定めるところにより、施策の一層の充実、必要な財政上の措置等（第16条）

#### 【少子化社会対策基本法】

- 雇用環境の整備（第10条）      ○保育サービス等の充実（第11条）      ○地域社会における子育て支援体制の整備（第12条）
- 母子保健医療体制の充実等（第13条）      ○ゆとりのある教育の推進等（第14条）      ○生活環境の整備（第15条）
- 経済的負担の軽減（第16条）      ○教育及び啓発（第17条）

#### 【子どもの貧困対策の推進に関する法律】

- 教育の支援（第10条）      ○生活の安定に資するための支援（第11条）
  - 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援（第12条）
  - 経済的支援（第13条）      ○調査研究（第14条）
- ※ 子ども・若者育成支援推進法には基本的施策の規定はない

## 【就学前のこどもの育ち指針（現在はビジョン）について】

〈就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針〉

- 「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」（仮称）を新たに閣議決定し、これに基づき強力に推進する
- 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、政府内の取組を主導する（就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針を新たに閣議決定し、これに基づき強力に推進）

（以上、令和3年12月21日閣議決定、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針より抜粋）

○こどもの育ちの基盤を形づくる乳幼児期の育ちを、こどもの誕生前から、こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人と保障していくには、すべての人で共に目指したい目的や理念、すべての人の取組の土台となる基本的な考え方を共有していくことが欠かせない。

○こども基本法の目的・理念に則りのっとり、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの誕生前から幼児期までを通じて切れ目なく、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会（環境）を構築するためにすべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、次代の社会を担うすべてのこどもが、その権利が守られ将来にわたって幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。

（以上、令和5年3月30日「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会報告より）

# 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)(答申案)概要 ～すべてのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支え生涯にわたるウェルビーイング向上を図るために～

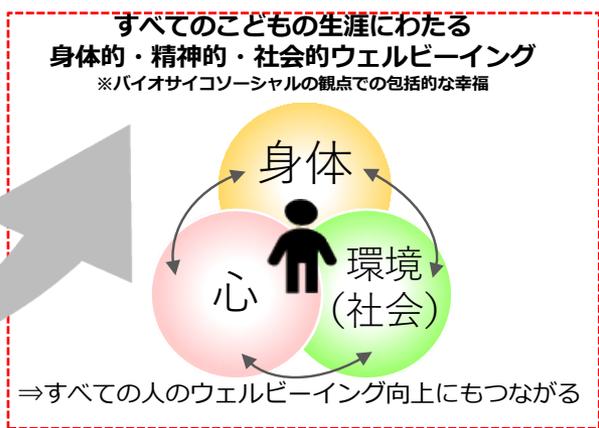
育ちのヴィジョンを策定しすべての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング向上にとって最重要

- ✓ 誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり
- ※虐待死の約半数が0歳児/就園状況含め家庭環境に左右されない育ちの充実
- ✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 すべてのこどもの「誕生前から幼児期まで」の時期から  
生涯にわたるウェルビーイングの向上



こども基本法の理念にのっとり整理した5つのヴィジ

**1** こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓ 生命や生活を保障すること
- ✓ 乳幼児の思いや願いの尊重

**2** 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

**アタッチメント（愛着）＜安心＞**

不安な時に身近な大人が寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

**豊かな遊びと体験＜挑戦＞**

多様なこどもやおとな、モノ・自然・場所・絵本など身近なものとの出会いにより、興味関心にあわせた遊びと体験を保障することで、挑戦を応援

**3** 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を作り出す

- ✓ 誕生の準備期から支える
- ✓ 幼児期と学童期以降の接続
- ✓ 学童期から乳幼児と関わる機会

**4** 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓ 支援・応援を受けることを当たり前
- ✓ すべての保護者・養育者につながる
- ✓ 男女ともに保護者・養育者が共育ち  
(養育に必要な脳や心の働きは男女差なく経験で育つ等)

**5** こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓ “こどもまんなかチャート”の視点  
(様々な立場の方がこどもの育ちを応援)
- ✓ こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓ 地域における専門職連携やコーディネーターも重要

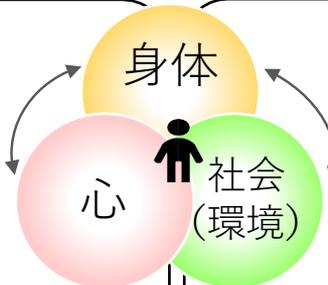
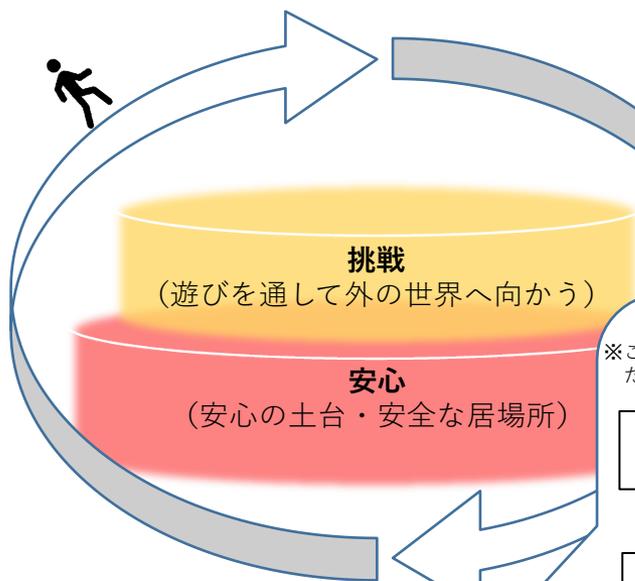
【「はじめの100か月」の育ちとは】  
『育ちのヴィジョン』をすべての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続期（いわゆる5歳児～小1）が概ね94～106か月であることに着目した概念

おわりに～実効性のある育ちのヴィジョンとするために  
こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映  
すべての人の具体的行動を促進するための取組も含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

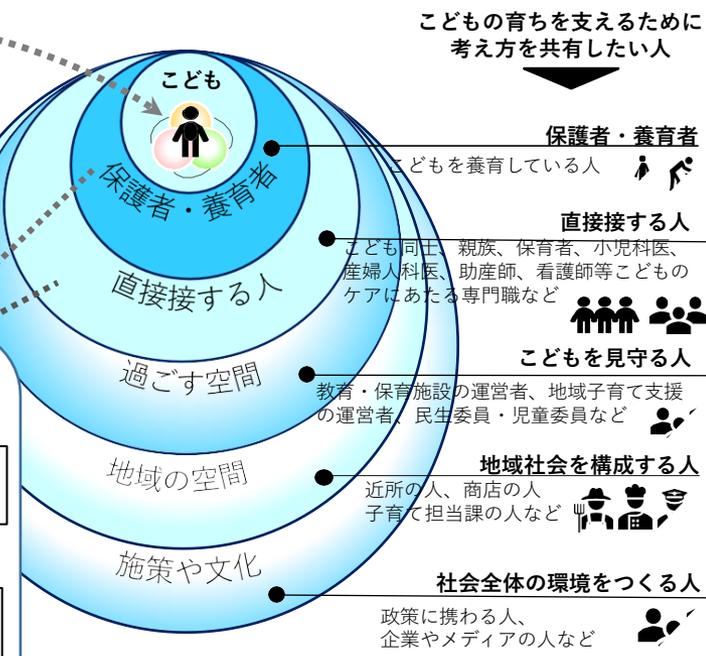
# こどもの誕生前から幼児期までの「こどもの育ちの基本的な考え方」

こどもの育ちに係る他の指針等とあいまって、すべてのこどもに、身体、心、社会(環境)のすべての面での育ちを一体として保障するために育ちの時期を問わずすべての人と共有したい基本的な考え方

発達の鍵となる  
安心と挑戦の循環



それぞれのこどもから見た  
「こどもまんなかチャート」の視点



**こどもの育ちに必要な愛着**  
※こどもとの愛着関係の対象として、保護者・養育者も重要だが、こどもと直接接する人も築くことができる。

こどもが怖くて不安なときに身近な大人がそれを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで、**安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台**のこと。

これがもたらす自分や社会への基本的信頼感が、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。安定した愛着は、非認知能力の育ちに影響を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。

※空間には、3施設や子育て支援の施設のみならず、公園や自然環境、デジタル空間含む

- これまで、乳幼児期の愛着（アタッチメント）の正しい理解やその育ちのプロセスにおける重要性に関し、すべての人と分かりやすく共有できていなかった。
- 乳幼児期に**安心と挑戦の循環を保障するための考え方を、すべての人と分かりやすく共有**することで、すべての人の関わりが、より良いこどもの育ちへつながり、こどもの発達を保障していく。

- これまで、こどもを真ん中に考えたときに、直接的、間接的あるいはその両方で、こどもの誕生前から幼児期まで、すべての人が具体的にどのような立ち位置で、こどもを支える当事者となりうるのかが見える化できていなかった。
- 「こどもまんなか」視点で共有したいことを分かりやすく整理することで、**すべての人が当事者**となり、「こどもまんなか」という一貫した考え方の下でこどもの育ちを保障していく。

# 【こども家庭政策の行方と課題】

## \* 制度・政策の今後の運用変化にどう対応するか

- ・ポスト待機児童時代の制度運用
- ・変わる市町村事業計画のベクトル
- ・基本理念から捉えた制度のポイント

例外のない保育保障  
質の高い保育  
切れ目のない支援  
包括的な子育て支援  
需要主体の発想

## \* 子ども・子育て支援政策の“2025年問題”

- ・第3期市町村事業計画のスタート Cf. 子育て家庭における多様なニーズ（ポスト待機児童）
- ・こども大綱を踏まえた地方版こども計画のスタート
- ・こども誰でも通園制度の本格実施
- ・システム標準化やDXやICTのスタート元年？

## \* 子ども家庭庁の目指す政策

- ・子ども政策の司令塔の機能（すべての子ども・子育て家庭への包括的な支援）
- ・未就園児や要支援児等と保護者への支援を重視（全児童家庭対策）
- ・幼保関係はこれまでと変わらず？
- ・こども家庭政策の新たなフェーズ？ ⇒ 静かなる保育制度改革？

こども大綱  
こどもの育ちビジョン

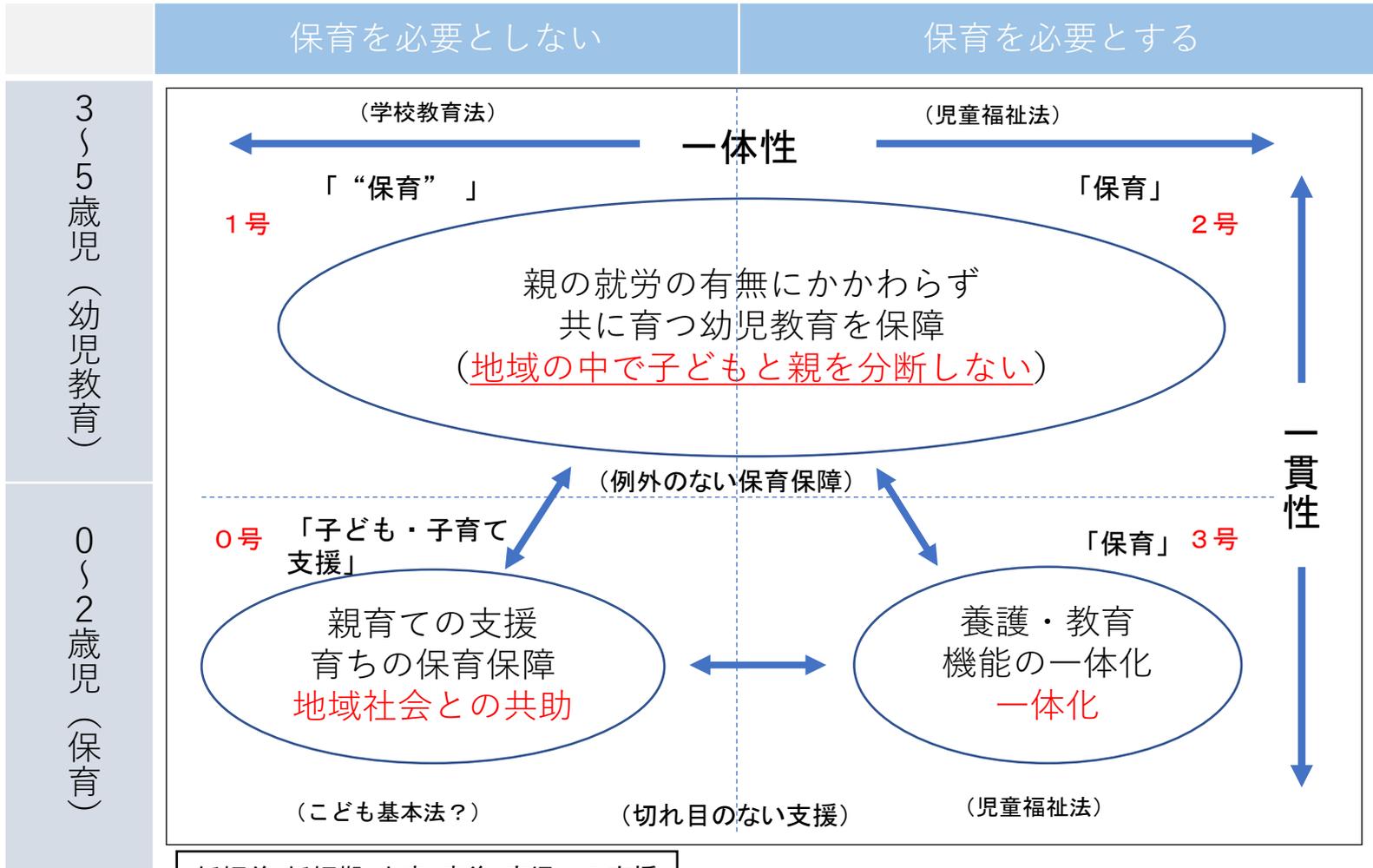
こども誰でも  
通園制度

新たな  
保育保障へ

Cf. 公・私、幼・保、施設・非施設、認可・認可外、定型・非定型の壁が薄く低く

# 《すべての子ども・子育て家庭への支援》

学びや発達の連続性、生活の連続性 ⇒ 小学校教育との接続、放課後児童対策



共通の幼児教育を保障 (発達の連続性)  
園・家庭・地域の連携 (生活の連続性) **一体性**

未就園から就園への連携 (生活の連続性)  
就園から卒園への接続 (発達の連続性) **一貫性**

地域社会 = 子ども・子育てにやさしいまち、高齢者・障害者にも

## こども家庭庁「新子育て安心プラン」の後の保育提供体制について（論点）

### （１）基本的な考え方

- ・待機児童がいる自治体や都市部周辺に対しては、引き続き保育ニーズに対応するための受け皿整備等が必要ではないか。
- ・「こども誰でも通園制度」の実施に伴う受け皿整備や人材確保が必要ではないか。
- ・主として、人口減少地域を念頭に、多機能化や地域共生の観点での支援や、地域における子育ての拠点として施設機能維持が必要ではないか。
- ・保育人材の確保に総合的に取り組んでいく必要があるのではないか。

### （２）主な個別論点

#### ①受け皿整備について

- ・「こども誰でも通園制度」の実施に向けた整備目標を設定が必要ではないか。
- ・待機児童解消のための認可保育所等の整備目標（新子育て安心プランでは14万人分）についてはどう考えるか。  
※令和5年4月1日現在の待機児童数：2,680人

#### ②人材確保について

- ・保育DXを含めた働きやすい職場の環境づくり、新規資格取得支援、潜在保育士も含めた就業支援、保育の魅力発信などに総合的に取り組んでいく必要があるのではないか。
- ・保育士、保育補助者、保育支援者の役割分担の在り方の整理が必要ではないか。

#### ③人口減少地域における拠点としての施設機能の維持

- ・人口減少地域でのこどもの育ちに焦点を当て、多機能化や多世代共生など、地域共生社会を実現するための観点を踏まえ、拠点としての施設の機能や役割、支援策についてどう考えるか。

## 〔「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について〕

○これまで、大きな課題となっていた待機児童に対応すべく、「新子育て安心プラン」等に基づき保育の受け皿整備（保育の量の拡大）の取組を強力に進めてきたが、今後は、①人口減少地域での保育機能の確保にも対応しながら、地域のニーズに対応した質の高い教育・保育の確保・充実を進めるとともに、②全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組を推進していくことが必要。あわせて、足下で保育人材の確保が課題となるとともに、今後労働力人口が減少していく中、持続可能な制度としていく上では、③保育人材の確保とテクノロジーの活用等による業務改善の取組を進めていくことが必要。

○人口減少地域における保育機能の確保・強化（多機能化や統廃合にかかる取組等）

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

○保育の質の向上、安全安心の確保（質の確保・向上の体制整備、虐待等の防止・対応の強化等）

○こども誰でも通園制度の推進（制度の創設と実施体制の整備、円滑な運用や利用の促進等）

○多様なニーズに対応した保育の充実（障害児、医療的ケア児等の受入体制の充実等）

○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進（相談支援、関係機関と連携した取組等）

○保育士等の処遇改善（民間給与動向等を踏まえた改善、処遇改善等加算等）

○働きやすい職場環境づくり（保育補助者等の活用、保育士・事業者へのサポート充実等）

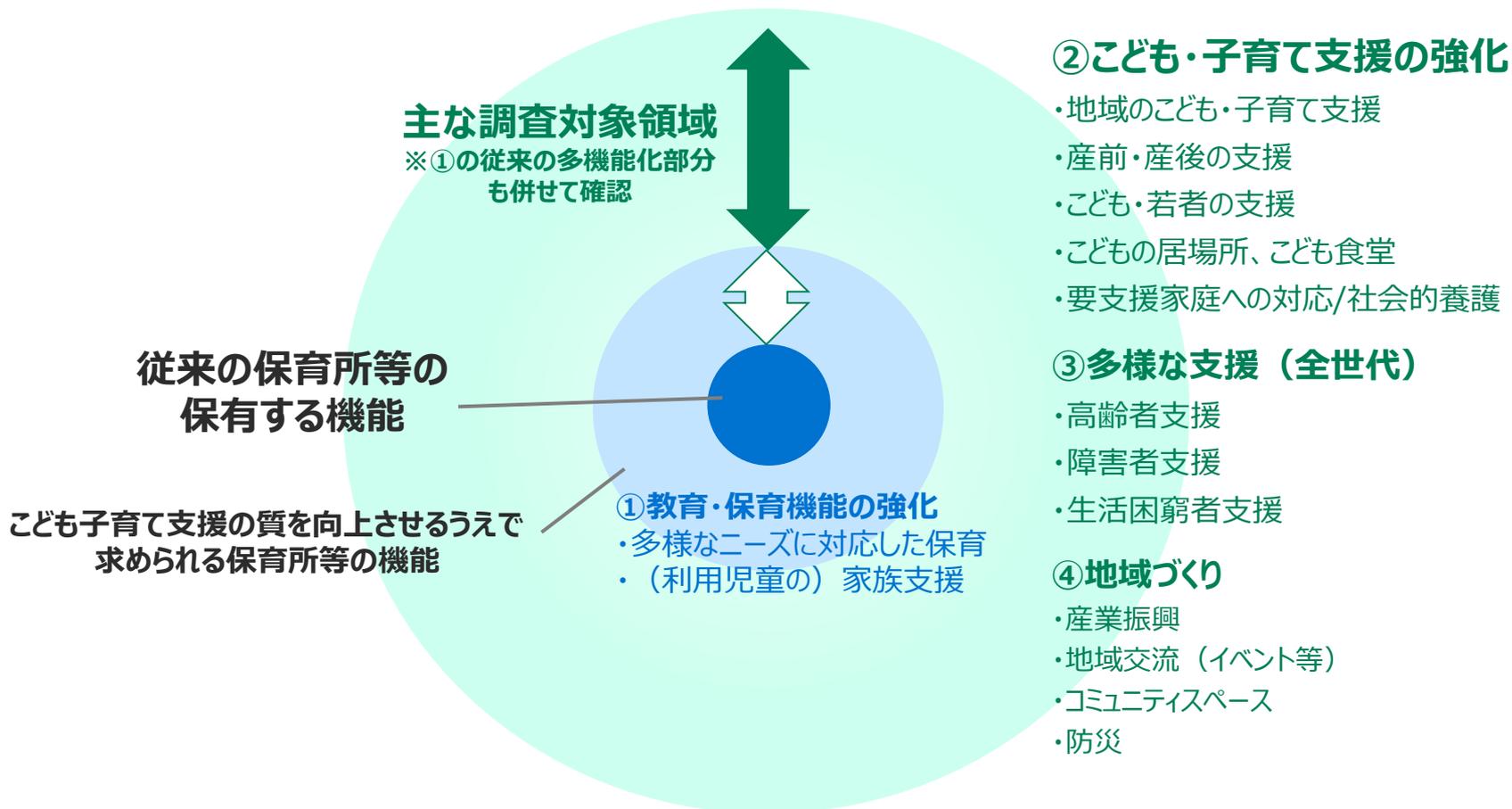
○新規資格取得と就労の促進（新規資格取得支援、就業継続支援の充実等）

○離職者の再就職・職場復帰の促進等（保育士・保育所支援センターの機能強化等）

○保育DXの推進による業務改善（保育所等におけるICT化等の推進、給付・監査業務や保活の基盤整備等）

## (参考) 更なる多機能化について

- 従来が多機能化の考え方をベースとし、他分野の機能を持つような更なる多機能化も対象として事例を収集する。



出所：株式会社日本総合研究所作成

# 利用者支援事業（子育て支援）

重層的支援体制整備事業で  
束ねられている各分野の事業

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）

>令和6年度予算 2,208億円の内数（1,920億円の内数）※0内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

## 2. 施策の内容

### 基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】 →当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

【地域連携】 →地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域で必要な社会資源の開発等を行う。

※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

### 特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

### こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

## 3. 実施主体等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

○主な補助単価（令和6年度予算）

【基本事業】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型
7,730千円	2,433千円	300千円	3,232千円	※職員配置形態等により異なる

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 ※基本Ⅲ型を除く

○実施か所数の推移（単位：か所数）※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	合計
R4年度	1,043	378	1,720	—	3,141
R5年度	1,117	382	1,742	—	3,241

【加算事業】※基本Ⅰ型、Ⅱ型の場合

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,500千円	807千円	1,105千円	1,999千円	805千円	800千円	3,315千円	300千円

# 地域子育て支援拠点事業

重層的支援体制整備事業で  
束ねられている各分野の事業

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）  
>  
令和6年度予算 2,208億円の内数（1,920億円の内数）※ 0 内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

### 背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

### 課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりが減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない



### 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、  
相互交流や子育ての不安・悩み  
を相談できる  
場を提供



## 2. 施策の内容

- **一般型** 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施
- **連携型** 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

### 4つの基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



### ○ 更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

➢ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

➢ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

## 3. 実施主体等

- **実施主体** 市町村(特別区を含む)
- **負担割合** 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)
- **主な補助単価(令和6年度予算)** ※ 開設日数等により単価が異なる  
【基本事業】・一般型 8,714千円(5日型、常勤職員を配置の場合)  
9,739千円(6日型、常勤職員を配置の場合)  
(新設)10,772千円(7日型、常勤職員を配置の場合)  
→ 現行の「6～7日型」単価を見直し「7日型」を創設
- ・ 連携型 3,257千円(5～7日型の場合)
- 【加算事業】・子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)  
3,247千円(一般型(5日型)で実施した場合)
- ・ 地域支援加算1,592千円
- ・ 特別支援対応加算1,111千円
- ・ 育児参加促進講習休日実施加算 425千円
- 【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円  
(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

○ 実施か所数の推移(単位:か所数)

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
7,578	7,735	7,856	7,970	8,016

# 〔まとめ：これからの“保育”の役割〕

## \* 子ども環境の機能低下にどう対応するか

- ・子どもの育ちの変化 ⇒ 家庭や地域社会という子ども環境の劣化
- ・家庭の機能低下 ⇒ 子育ての孤立化、子育て力の低下
- ・地域社会の機能低下 ⇒ コミュニティや関係性の希薄化
- ・子ども環境の機能の再生 ⇒ 包括的な地域子育て支援

Ex. アウトリーチ、つながり、支え合い

## \* 少子化対策における“保育”の役割（主に質的対応）

- ・すべての子どもに質の高い保育の提供
- ・子育て家庭への支援（両立支援、親育ちの支援）
- ・未就園児家庭も視野に入れた包括的な地域子育て支援

多機能化の視点とは

全児童家庭対策

子育ての負担軽減、子育てに夢や希望

未来の担い手＝健やかな育ちの保障

新たな全児童家庭対策へ

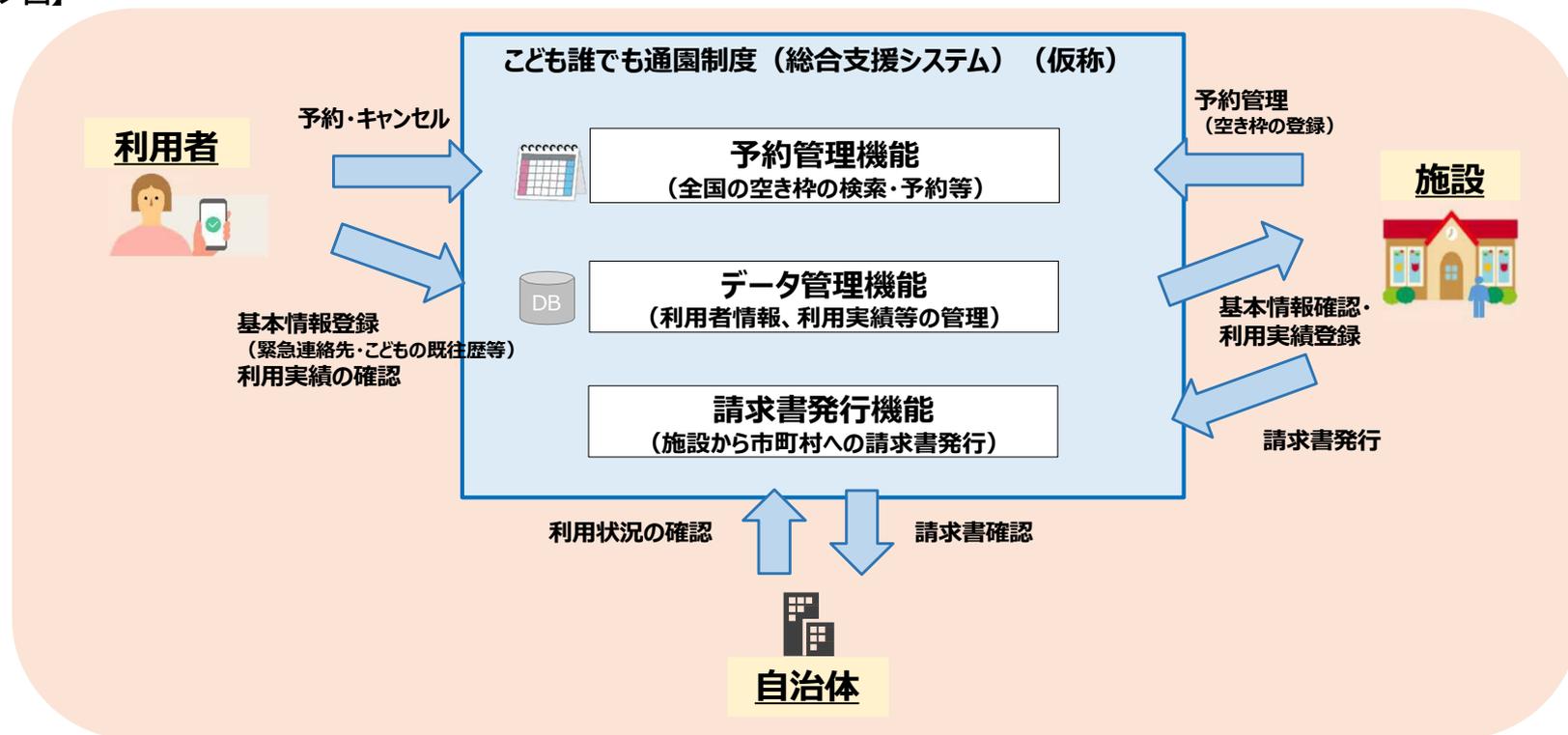
＝こども家庭庁

## 論点

### ○ こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

- こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものことから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることを基本と考えている。
- 具体的には、①利用者が簡単に予約できること（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。

#### 【イメージ図】



# 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の全体構想

- 子ども・子育て支援法第58条に基づく報告・届出内容は、**運営する法人に関する事項や教育・保育等の内容に関する事項などに限定**。
- 継続的な見える化での報告・届出内容としては、**施設・事業者ごとの経営情報（収益・費用、職員給与状況等）**を求めることとする。
- また、**施設・事業者ごとに基本データやモデル賃金等を公表**するほか、**グルーピングした集計・分析結果も公表**することとする。
- **ここdeサーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）の機能を拡充し、継続的な見える化のためのプラットフォームと位置付け**、施設・事業者による報告・届出、都道府県による確認・公表、国による経営情報の集計・分析と公表等の**行政事務をオンライン上で完結**できるようにする。

## 【イメージ図】

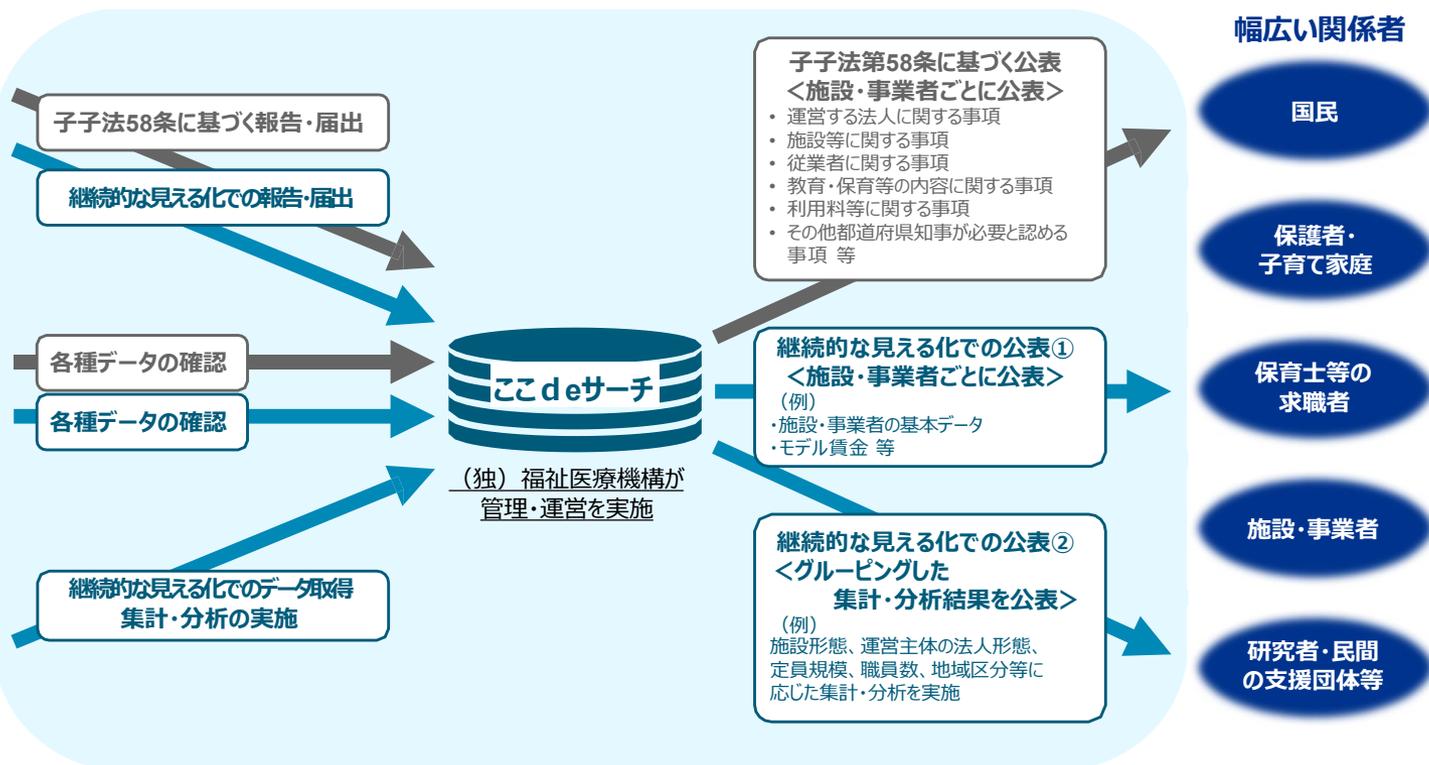
施設・事業者



都道府県(市区町村経由)



国 (こども家庭庁)



# 保育DXの目指すべき姿

## As is

## To be

### 保育施設職員

多くの書類作成…

自治体ごとに違う様式

A市 B市 C市

重複した項目を何度も作業

### 給付請求や監査の書類作成等の事務負担が大きい

- 給付請求や監査等の場面で、保育施設は**多くの書類作成**が必要であり、保育士等の事務負担が大きい
- 自治体により書類様式が異なる**ため、複数の自治体で事業を行っている事業者にとっては対応が大きな負担
- 保護者からの施設見学予約や問合せへの**電話対応に時間を要する**
- 市区町村と都道府県で求められる**項目が重複するケース**もある

- ✓ 書類作成不要！
- ✓ 重複する報告も不要！
- ✓ 自治体独自の様式への対応も不要！



### オンラインでのデータ連携により、アナログでの書類作成を不要に

- 給付・監査等に必要情報を、施設管理プラットフォームに入力・アップロードすることにより、アナログでの**書類作成を不要に**
- 給付・監査業務の**標準化を進め**、一度入力した情報を再度別の報告で入力する必要や、各自治体独自の様式に対応する必要も不要に
- 施設見学予約のオンライン化により、保護者からの日中の**電話対応の負担が軽減**
- 保育施設の**事務負担を軽減**することで、**こどもと向き合う時間を確保**

### 自治体職員

入力作業が大変…

記入漏れ等があれば施設に連絡

### 提出された書類の審査やシステムへの入力作業等の業務負担が大きい

- 保育施設から提出された書類から必要な情報を抜き出して自治体の業務システムへ転記するための**入力やチェック作業に多くの時間を要する**
- 誤りや記入漏れがあった場合の**施設とのやり取り**や、入所手続や制度、施設情報等に関する**保護者からの個別の問合せ対応にも多くの時間を要する**

- ✓ システム入力の作業負担軽減！
- ✓ サポート機能でチェック作業も簡単に！



### 入力・審査業務の負担軽減

- 保育施設から施設管理プラットフォームにアップロードされたデータを、自治体の業務システムに自動的に取り込むことで、業務システムへの**入力作業の負担軽減**
- 施設管理プラットフォームにおいて、給付計算等の**サポート機能を一元的に提供**することで、自治体職員の**チェック作業を省力化**するとともに漏れ・誤りを防止
- 必要な保活情報を保護者が簡単に入手可能となることで、**個別の問合せが減少**
- 自治体担当者の事務負担を軽減し、**保育の質の向上に関わる業務に注力**

### 子育て世帯

市役所

### 保活の負担が大きい

- 手続や施設の情報に散逸しているため、必要な**情報収集に手間と時間**が掛かる
- 施設見学は開園時間中に電話で予約**することが必要なため、子育てで忙しい中大きな負担
- 申請書への手書きでの記入や、提出のために妊娠中や子連れで窓口を訪問する必要があるなど、**入所申請手続が負担**

- ✓ 手続や施設の情報がかまなくて探しやすい！
- ✓ オンラインで、いつでも、どこでも施設見学予約や入所申請！
- ✓ 1つのシステム(=ワンストップ)で手続きができるから迷わない！



### 保活の手続がワンストップで完結

- 以下の**保活の手続が全てオンライン・ワンストップ**で可能に
  - ①保活情報収集
  - ②施設見学予約
  - ③入所申請
- 保護者の負担を軽減**し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減

# 保育DXによる現場の負担軽減

## 課題

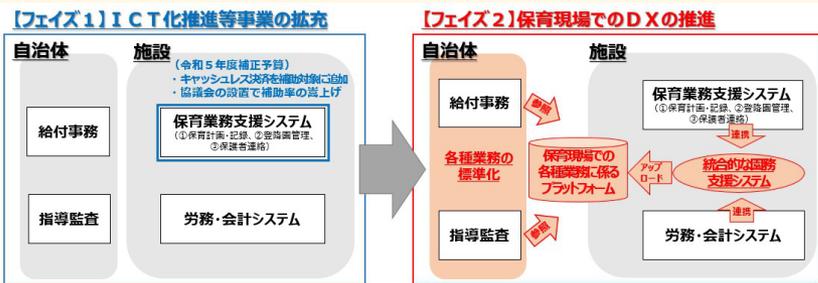
- 保育施設のICT導入は限定的で、手書き、アナログの業務も多い。
- 給付・監査の事務で、多くの書類作成を求められている。
- 自治体によって、書類の様式も異なる。
- 自治体においても、多くの書類の管理や煩雑な審査が必

A市  
B市  
C市

## 対策

### 保育業務のワンズオンリー実現に向けた基盤整備

- ◆ 保育施設のICT導入や業務支援アプリの活用を推進。
- ◆ 給付・監査の事務の標準化を進めて、保育施設・自治体の間でオンライン手続を行うための施設管理プラットフォーム（※）を整備。
- （※）国がガバメントクラウド上で稼働する共通システムを整備し、各自治体はそれを利用することを想定。
- ◆ 保育施設は、業務支援システムから、施設管理プラットフォームに必要な情報を提出、自治体は、施設管理プラットフォームを参照して、各種事務を効率的に処理。
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保育業務のワンズオンリーを試行。



保育施設の  
給付・監査事務  
を効率化

## 効果

- 事務の効率化により、**保育士等がこどもと向き合う時間を確保。**
- 保育施設の**人材確保や働き続けやすい職場づくり**を支援。
- 自治体の負担軽減により、**保育の質の向上**に関わる業務に注力。

### 保活ワンストップシステムの全国展開

- ◆ 入所申請や届出情報の標準化を進めて、保護者・保育施設・自治体の間で保活に関する情報を受け渡すための連携基盤を整備。
- ◆ 保護者は、情報収集、見学予約、窓口申請等の一連の保活手続を、**スマホからのワンストップ・オンライン**で完結。
- ◆ 自治体は、**オンライン申請された情報を業務システムに取り込む**ことで業務効率化。
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保活ワンストップを試行。



保護者の  
保活手続  
を効率化

- **情報収集、見学予約、窓口申請等の手続がバラバラ**で煩雑。
- **入所決定に多くの時間を要**するため、入所に向けた準備の支障に。
- 保育施設では、**見学予約に電話**で対応。
- 自治体の、**保育認定、点数計算、施設割振等の事務が煩雑。**

- 保活での**保護者の不安やストレスを軽減。**
- 保育施設では、**見学予約をオンライン**受付。
- 自治体の業務効率化により、**入所決定までの期間を短縮。**
- マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、**入所施設への利用満足度を向上。**

## 吉田正幸（よしだまさゆき）プロフィール

### ○略歴

福岡市出身。大阪大学人間科学部卒業。  
㈱保育システム研究所 代表取締役  
大妻女子大学大学院非常勤講師（保育マネジメント特論、2009～2023年度）

### ○審議会など

内閣府：認定こども園制度の在り方に関する検討会委員  
厚生労働省：社会保障審議会少子化対策特別部会委員  
厚生労働省：保育士等確保対策検討会副座長  
経済産業省：保育現場のICT化・自治体手続等標準化検討会座長  
厚生労働省：保育の現場・職業の魅力向上検討会副座長  
内閣府：子ども・子育て支援システム標準化検討会座長  
こども家庭庁：子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する専門家会議座長 など歴任  
神奈川県子ども・子育て支援推進協議会構成員（幹事）  
京都市はぐくみ推進審議会特別委員（幼保推進部会委員）  
品川区児童福祉審議会保育部会長  
板橋区子ども・子育て会議副会長  
あきる野市子ども・子育て会議委員長  
こども家庭庁：子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員会委員長  
こども家庭庁：企業主導型保育事業点検・評価委員会座長  
こども家庭庁：10年後の子ども・子育て支援の在り方に関する研究会座長（調査研究事業）  
こども家庭庁：保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会座長 など現在

### ○著書（共著・分担執筆を含む）

「保育所と幼稚園～統合の試みを探る」（フレーベル館、2002）  
「幼保一体化から考える～幼稚園・保育所の経営ビジョン」（ぎょうせい、2005）  
「次世代の保育のかたち」（フレーベル館、2010）  
「選ばれる園になるために～変革のビジョンと実践」（世界文化社、2013）  
「認定こども園の未来～保育の新たな地平へ」（フレーベル館、2016）  
「認定こども園白書」（中央法規出版、2022、2024） など

### ○その他

参議院文教科学委員会で認定こども園法の参考人意見陳述。  
参議院「社会保障と税一体改革特別委員会」公聴会で公述人意見陳述。  
衆議院内閣委員会で子ども・子育て支援法及び児童手当法一部改正の参考人意見陳述。  
NHK「クローズアップ現代」「ナビゲーション」「視点・論点」のゲスト解説等に出演。